

入札説明書

桐生市では、市民サービスの向上と市有財産の有効活用を図りながら税外収入を確保するため「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施する。

入札に参加する者は、この説明書を理解した上で、次の各事項を承知した上で参加するものとする。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機を設置するための貸付場所及び面積等

物件 番号	財産名称	所 在 地	貸付箇所	平面図	貸付面積	設置 台数
1	水道局 事務所	桐生市美原町 2番5号	1階	平面図	1.4㎡ (1.2m×0.9m+0.32㎡)	1台

※ 貸付面積には放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

(2) 貸付期間

令和7年8月1日から令和11年3月31日まで（3年8か月）

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有しており、かつ商品管理やトラブル等発生時に速やかな対応ができること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

3 入札参加申請

入札参加希望者は、指定の期日までに入札参加申請書を提出し、入札参加資格要件を満たすことを証明しなければならない。

4 入札参加資格の審査

市は入札参加資格の有無について審査し、令和7年6月12日（木）までに申請者あて審査結果を通知する。当該審査結果通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す場合がある。

5 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 日時

令和7年6月24日（火）午前9時30分 物件番号1 即時開札

(2) 場所

桐生市美原町2番5号

桐生市水道局 第3会議室（控室：第2会議室）

6 入札方法等

(1) 入札参加資格審査結果通知書の提出

入札参加者は、市から送付された入札参加資格審査結果通知書を入札執行時に持参し、提出する。

(2) 入札書

①入札書を作成する。

②記載する金額は、**年額**とする。

③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税（地方消費税含む。以下同じ。）相当額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、**委任状**を提出しなければならない。

(4) 再度の入札

①落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

②再度の入札は2回までとする。

（よって、入札書は3枚ご用意ください。）

③再々度の入札を行っても落札者がいない場合は、不調とする。

(5) 入札の辞退

①入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

②入札日時前に辞退する場合は、所定の入札辞退届を提出することとする。

③当日入札会場で辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記載して投函することとする。

(6) その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期、又は取り止めることがある。

7 入札保証金 免除

8 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

③委任状を提出しない代理人のした入札

④不正行為による入札

⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑦入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑧申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

⑨その他入札に関する条例等に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

(1) 市が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

10 契約

(1) 契約書のとおりとする。

(2) 落札者は令和7年7月2日（水）までに、契約書に記名押印のうえ募集要項4の(2)

の場所に提出する。

- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1 1 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、桐生市公有財産管理規則の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手續以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消を行うことがある。

以上